

一般外貨定期預金規定

1【預金の支払時期】

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日（以下「満期日」といいます。）以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は当行がやむをえないものと認めたときを除き、満期日前に解約することはできません。

2【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1通貨単位とします。

3【手数料】

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を当行に支払うものとします。

4【解約】

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して当行に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。

5【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を1口にまとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印（または署名記入）または証書への押印（または署名記入）がなくても、取扱うものとします。

6【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名）により押印（または署名記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債

務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし
ます。

前記 の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

前記 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異
議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、
利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の当該外
国通貨の普通預金の利率を適用します。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行
に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を
期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するもの
とします。

- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある
ときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要
する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

7【外貨預金共通規定の適用】

この規定に定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

8【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場
合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものと
します。

以 上
(2018年9月18日現在)